

# 京都舞鶴港港湾BCP

(事業継続計画)

～感染症対策編～

令和7年3月

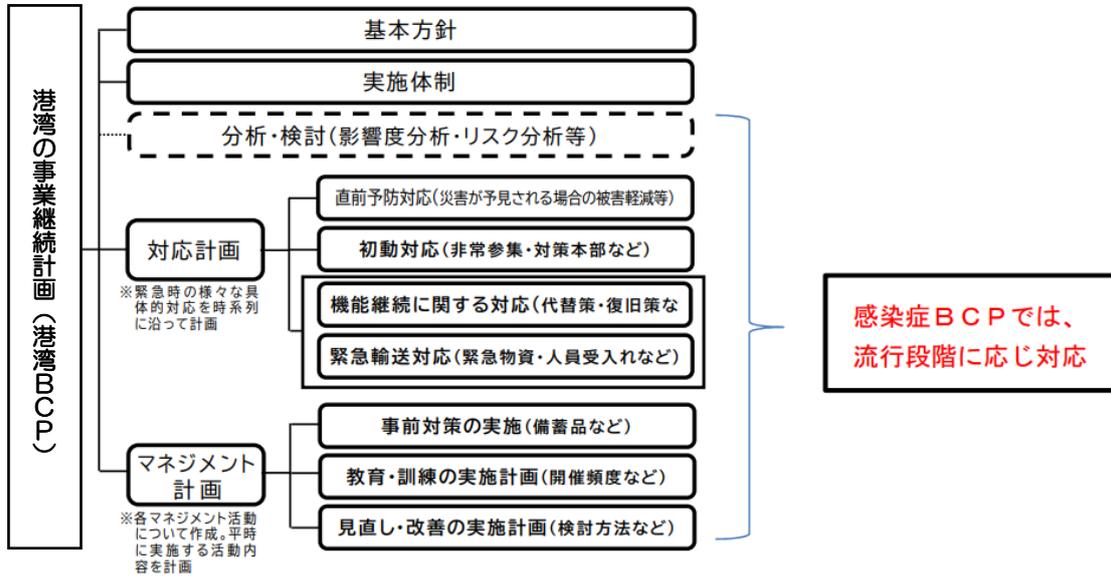
京都舞鶴港港湾感染症 BCP 協議会



## 目 次

	頁
1 基本方針	1
2 本 BCP で対象とする感染症	1
3 港湾機能の目標	1
4 実施体制	3
5 本 BCP で想定する対応期間・感染段階	4
6 各感染段階において想定されるリスク	
【貨物船・フェリー（物流）編】	5
【フェリー2（旅客）編】	6
【災害対応編】	7
7 対応計画	
【貨物船・フェリー（物流・旅客）編】	
(1) 感染予防対策	9
(2) 感染者等が発生した場合の対応	12
【災害対応編】	
(1) 感染予防対策	13
(2) 感染者等が発生した場合の対応	14
8 マネジメント計画	15
9 参考	16

< 港灣 BCP の基本構成 >



## 1 基本方針

「舞鶴港港湾 BCP(事業継続計画)～感染症対策編～」(以下、「本 BCP」)は、感染症によって船舶の長期停留や港湾における事業活動の停止が引き起こされ、舞鶴港の港湾機能継続が困難となる状況を回避し、経済・社会への影響を軽減することを目的とする。感染症がまん延しているときでも、物流インフラへの影響を最小限に抑え、事業継続させること、また、公共交通機関においては、感染症対策を実施しながら運航を継続させることを目標とする。

なお、各機関・団体は、本BCPを実施していく上で必要な対応要領・BCP等の策定に努めるものとする。

図1 舞鶴港港湾 BCP(事業継続計画)～感染症対策編～と各機関・団体の対応要領・BCP 等との関係



## 2 本BCPで対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の新型インフルエンザ等感染症に位置付けられていた令和5年5月までの新型コロナウイルス感染症を念頭に本BCPを策定するが、飛沫感染や接触感染とするその他の感染症にも準用するものとする。

## 3 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQをはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止につながる。

また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

本BCPは、感染症による舞鶴港の港湾機能の停滞をできる限り回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することはなく、以降

は概ね1～2週間を目途に早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本BCPに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって舞鶴港における感染拡大を的確に抑制していくこととする。

図2 港湾における感染症 BCP の概念

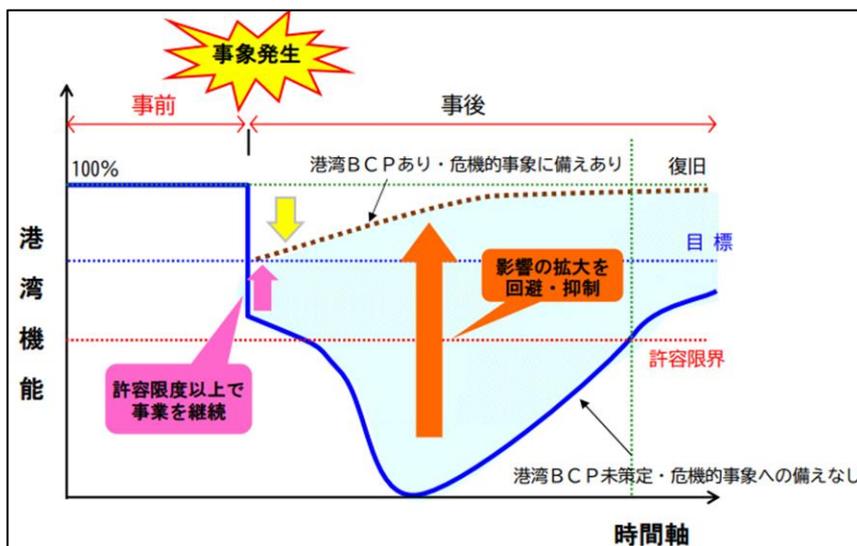
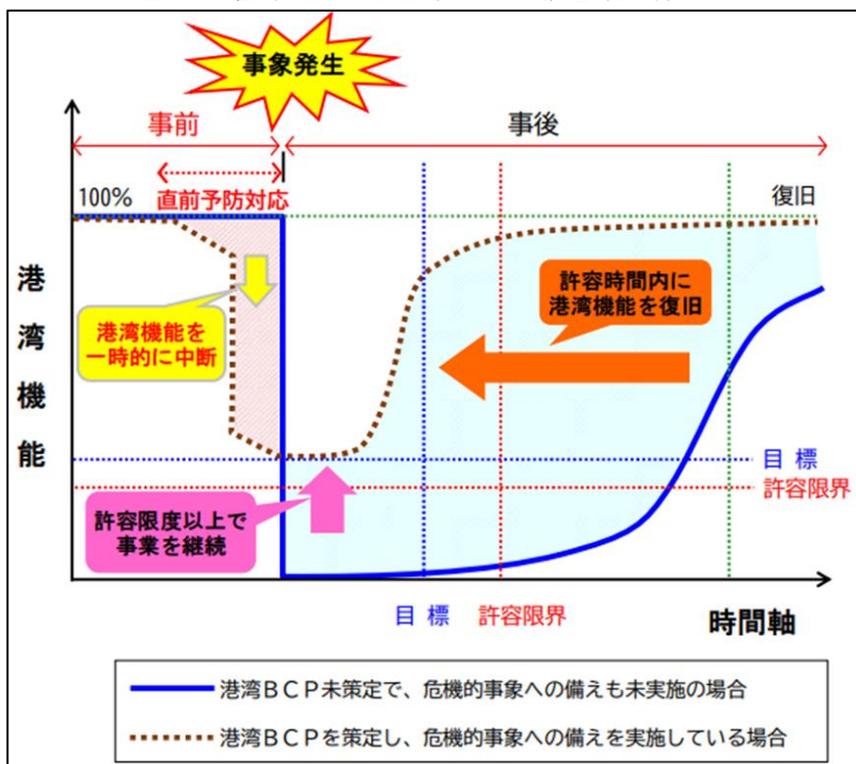


図3 災害等における港湾 BCP の概念(参考)



#### 4 実施体制

本BCPの実施体制については、すでに策定済みの舞鶴港港湾BCP(事業継続計画)の枠組みを基本とした上で、感染症対策に特化した体制とし、「舞鶴港感染症BCP協議会」(以下、「本協議会」という。)として継続的に運営する。

表1 舞鶴港感染症BCP協議会の構成

		組 織 名
関係団体		飯野港運(株)、日本通運(株)、舞鶴倉庫(株)、ジャパンマリユナイテッド(株)舞鶴事業所、関西電力(株)舞鶴発電所、日本板硝子(株)舞鶴事業所、新日本海フェリー(株)、舞鶴曳船(株)、京都府漁業協同組合、(一社)京都舞鶴港振興会
行政 機関	国	舞鶴海上保安部、近畿地方整備局舞鶴港湾事務所、近畿運輸局京都運輸支局、大阪出入国在留管理局舞鶴港出張所、大阪検疫所舞鶴出張所、海上自衛隊舞鶴地方総監部
	市	舞鶴市、舞鶴市消防本部
	府	港湾局
事務局		国土交通省近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 京都府商工労働観光部・建設交通部 港湾局 港湾企画課

## 5 本BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症については長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階(「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定)を想定し、計画を策定するものとする。なお、③～⑤の流行段階が繰り返されることにも留意する。

表2 各流行段階と必要な対応

流行段階		必要な対応
準備期	① 未発生期 感染症が発生していない状態。 新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫用資源(資機材)の準備や備蓄</li> <li>・感染症リスクに対する関係者の認識共有</li> <li>・感染症患者の救援・保護体制の確立準備</li> </ul>
初動期	② 海外発生期 海外にて感染症が発生した事が大衆へ伝達される。国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上の影響についての分析、評価</li> </ul>
初動期 ～ 対応期	③ 国内発生早期 国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 国内感染をできる限り抑える時期。 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾における全国横断的な防疫、救援、保護、連絡調整体制の確立</li> <li>・防疫資源の重点的な投入</li> <li>・港湾関係者において感染症が発生することを想定した対応のシミュレーション</li> </ul>
対応期	④ 国内感染期 国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化</li> <li>・港湾間の機能バックアップのための広域調整</li> </ul>
	⑤ 小康期 感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持</li> </ul>

※1【目安】厚生労働省が船舶に対する検疫を強化するように検疫所へ通知したとき(「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づく)

## 6 各流行段階において想定されるリスク

### 【貨物船・フェリー（物流）編】

#### ①未発生期

- ・特記事項なし。

#### ②海外発生期

- ・外航貨物船・フェリーの船員と検疫等のため立ち入る際の接触によって感染者が発生するリスク
- ・港湾関係の労働者が、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船・フェリーに係るサービスを提供することで国内に感染症を持ち込むリスク（※②～⑤に跨るリスク）
- ・外航貨物船・フェリーが船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク（※②～④に跨るリスク）
- ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船・フェリーが岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク（※②～④に跨るリスク）

#### ③国内発生早期

- ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク（※③～④に跨るリスク）
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク（※③～④に跨るリスク）（特に緊急物資輸送時に留意）

#### ④国内感染期

- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク

#### ⑤小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・外航貨物船・フェリーの船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

- 1 貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船、フェリー及び貨客船を対象とする。
- 2 フェリーとは、物流・旅客の観点から、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする。

## 【フェリー2（旅客）編】

※クルーズ船における対応については、適宜国及び関係機関の示す方針を参照することとする。

### ① 未発生期

- ・特記事項無し

### ② 海外発生期

- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する海外渡航者、又は上陸する船員からの感染者が国内に流入するリスク(注)
- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生するリスク(注)  
(注)クルーズ船と比較すると、乗客乗員の規模は小さく、運航時間は短いため、運航中に大人数が発症するリスクは相対的に少ないので、船ごと停留する事態も想定されるものの、発症者の安全かつ迅速な搬送が重要となる。また、初動対応が確立されていない中での混乱発生リスクが生じる。

※令和6年度現在、舞鶴港において国際フェリー及び外航定期旅客船は運行していないが、今後運行する可能性を踏まえて記載する。

### ③ 国内発生早期

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク
- ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止するリスク(※③～④に跨がるリスク)

### ④ 国内感染期

- ※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定
- ・国内フェリー等の利用による広域移動により国内感染が拡大するリスク
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、フェリー等の運航が維持できなくなり府内の経済活動や府民生活に影響が及ぶリスク

### ⑤ 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

## 【災害対応編】

※感染症が発生している状態で自然災害(地震等)が発生した場合

### ①未発生期

- ・特記事項なし。

### ②海外発生期

- 外国からの支援に起因する感染症リスク
  - ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク
- 貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク
  - ・舞鶴港に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になるリスク(※②～④に跨るリスク)

### ③国内発生早期

- 被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク
  - ・舞鶴市に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
  - ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
  - ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク
  - ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク
  - ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク
- 港湾利用面に関するリスク
  - ・災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面(物流面・緊急物資輸送拠点等)に支障が出るリスク
- 外国からの支援に起因する感染症リスク
  - ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、街中に流入するリスク
  - ・舞鶴市に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

### ④国内感染期

- 被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク
  - ・舞鶴市に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク

- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症をまん延させるリスク
- 港湾利用面に関するリスク
- ・災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面(緊急物資輸送拠点等)に支障が出るリスク
- 外国からの支援に起因する感染症リスク
- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ・舞鶴市に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

#### ⑤小康期

- ・措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

## 7 対応計画

### 【貨物船・フェリー（物流・旅客）編】

対応計画は、感染症が発生・拡大している中でも、検疫や感染者対策のための岸壁の長期間占有や人的資源の不足等による荷役への影響、風評による港湾活動の低下を回避することで港湾機能の低下をできる限り抑え、関係者の協調の下、舞鶴港利用者に対するサービスを維持し、引き続き利用される港とすることが目的である。そのため、以下のとおり、「(1)感染予防対策」と「(2)感染者等が発生した場合の対応」を定める。

#### (1) 感染予防対策

##### ① 未発生期

未発生期における感染症への備えは「8 マネジメント計画(P.15)」を参照すること。

##### ② 海外発生期

協議会構成員は、各種ガイドライン・通知等の再周知及びそれに基づく対策実施の徹底を行うとともに、以下の点については特に留意して取り組むこととする。

港湾管理者及び近畿地方整備局、大阪検疫所舞鶴出張所等の防疫関係機関(以下、「防疫関係機関」)は、それぞれの連携の下に、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、本協議会、京都府防災会議の場を通じた情報の開示及び共有を実施する。

海外からの渡航者若しくは乗組員から又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル(旅客・貨物等)関係者等に感染が発生する事態を想定し、港湾管理者は、港湾荷役・運送事業者、船社、船舶代理店及びターミナル関係者等(以下、「事業者・船社等」)に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が疑われる症状を有する者(感染者等)が判明した場合は、当該事業者・船社等に対してガイドライン等の周知を行い、当該ガイドラインに基づき速やかに防疫関係機関に報告し、指示があった場合はそれに従うとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請することとする。

事業者・船社等は、防疫関係機関との連携の下に、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置き状況把握に努める。

##### ③ 国内発生早期

港湾管理者、防疫関係機関は、それぞれの連携の下に、他の港湾や地域における感染の国内外の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、本協議会及び京都府防災会議の場を通じた情報の開示及び共有・更新を強化し、風評による港湾機能の低下を避けるため、正確な情報発信に努める。

港湾・船舶・その他関係機関等は事業者・船社等に対し、国内で感染が発生している状況を踏まえ、船員と港湾事業者等との接触により相互に感染を拡大させないため、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該事業者・船社等に対してガイドライン等の周知を行い、当該ガイドラインに基づき速やかに防疫関係機関に報告し、指示があった場合はそれに従うとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請することとする。

あわせて、事業者・船社等は防疫関係機関との連携の下に、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努める。

#### ④ 国内感染期

港湾管理者、防疫関係機関は、それぞれの連携の下に、他の港湾や地域における感染の国内外の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、本協議会及び京都府防災会議の場を通じた情報の開示及び共有・更新を強化し、風評による港湾機能の低下を避けるため、正確な情報発信に努める。

港湾・船舶・その他関係機関等は事業者・船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該事業者・船社等に対して、ガイドライン等の周知を行い、当該ガイドラインに基づき速やかに防疫関係機関に報告し、指示があった場合はそれに従うとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請することとする。

事業者・船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、現場作業等で在宅勤務等が困難な場合を除き、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。さらに、必要に応じて、関係者の協調の下、港湾ユーザに対するサービス継続のため、一時的な輸送サービスの代替の検討も実施する。

感染が発生した場合は、「4 実施体制(P.3)」に基づく関係者間の情報共有を迅速に行う。

#### ⑤ 小康期

感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、港湾・船舶・その他関係機関等は引き続き、事業者・船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンス等、ガイドラインに基づく取組の継続を要請する。

また、④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、本 BCP の修正を実施する。

項目	初動期	初動期～対応期	対応期	
	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
【①】 ガイドライン・通知等 に関する取り組み	周知と実施の徹底			
【②】 情報収集・ 開示及び共有	実施	情報共有・更新強化		
【③】 ターミナル等における 感染予防対策	ポスター掲示・アナウンス・防疫措置強化			
		感染予防措置・防疫措置強化		
【④】 感染者等の発生時 の対応	防疫機関等へ報告・隔離等の所要の措置の実施			
【⑤】 予防・防疫資器材 の管理	据え置き の状況把握	数量把握・補充		適宜補充
【⑥】 業務の継続性維持			ローテーション勤務 職員の代替性強化	
【⑦】 舞鶴港港湾 BCP 感染症編				修正

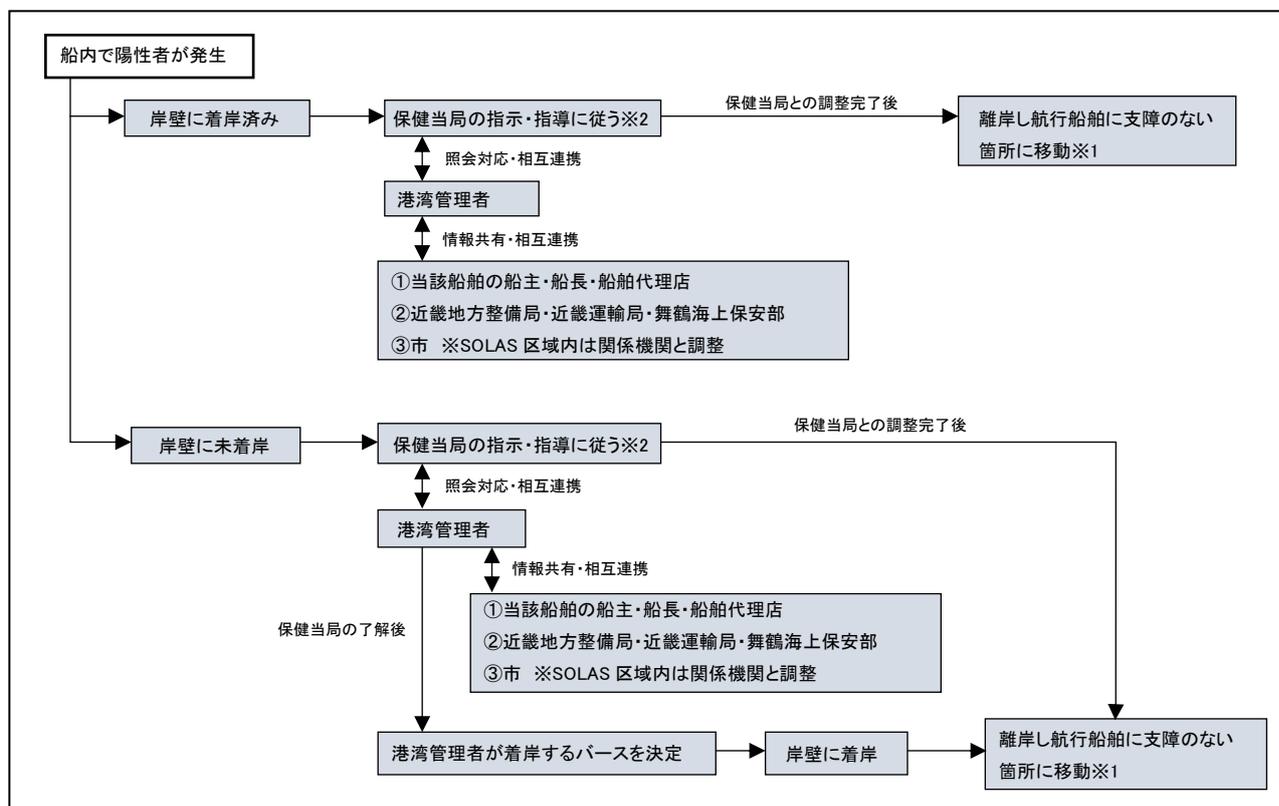
## (2) 感染者が発生した場合の対応（各流行段階共通）

本協議会構成員は、職員や乗組員、乗客に感染者が発生した場合、防疫関係機関や事務局（京都府港湾局）に連絡を行うとともに、防疫関係機関に対応を相談し、他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離、PCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、次の点について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する。
- ・感染者等が乗船した船舶の来航事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有を徹底する。
- ・港湾関係者の「安全」「安心」の確保に努める。

図4 船内で感染症陽性者が発生した場合の対応フロー



※1 感染拡大を防止するため、航行船舶に支障のない箇所へ移動（沖合停泊）が考えられる。

沖合停泊位置は原則として港湾計画図における検疫錨地とし、検疫錨地への停泊が困難な場合（船が大きい等）は、五森錨地（戸島-蛇島間）又は東港に停泊することとする。

なお、船内での感染症拡大等により、乗組員による運航不可の場合は、タグボート等手配による運航支援のこと。

※2 外航船で未検疫の船舶の場合は大阪検疫所舞鶴出張所、内航船の場合は京都市中丹東保健所の所管となる。大阪検疫所においては船舶の検疫、保健所においては陽性者の受診・入院調整や濃厚接触者対応に係る指示・指導。

## 【災害対応編】

災害発生時は、「京都舞鶴港港湾 BCP(事業継続計画)」などに基づいて舞鶴港の重要機能の維持・早期回復を目指す。感染症がまん延している中においても、これらが適切に機能するために、「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画」などに従った行動をとることが重要である。そのうえで、以下の点については、特に留意して取り組むこととする。

### (1) 感染予防対策

#### ①未発生期

未発生期における感染症への備えは「8. マネジメント計画(P.15)」を参照すること。

#### ②海外発生期

海外から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、港湾管理者及び近畿地方整備局は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、非接触型体温計等による検温、支援船の着岸バース調整を行う。

あわせて、災害対応従事者は、感染予防対策用品の準備・備置きに努める。

#### ③国内発生早期

港湾管理者及び近畿地方整備局は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、非接触型体温計等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。

近畿地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

あわせて、災害対応従事者は、感染予防対策用品の状況把握に努める。

#### ④国内感染期

港湾管理者及び近畿地方整備局は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)の徹底、非接触型体温計等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。

近畿地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

あわせて、災害対応従事者は、感染予防対策用品の状況把握に努める。

#### ⑤小康期

港湾管理者は、京都舞鶴港 BCP 協議会構成員に対し、感染予防対策用品の補充の実施を要請する。

また、国土交通省港湾局によって、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂がされた場合は、本 BCP の修正を実施する。

## (2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

京都舞鶴港港湾 BCP 協議会構成員は、災害対応従事者に感染者等が発生した場合、防疫関係機関や京都舞鶴港港湾 BCP 協議会事務局（京都府港湾局）に連絡を行うとともに、防疫関係機関に対応を相談し、他の災害対応従事者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。また、事務局から関係機関へ適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

項目	初動期	初動期～対応期	対応期	
	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
【①】 TEC-FORCE に関する 取り組み		オンラインによる リエゾン対応		
【②】 感染予防対策用品の 管理	据え置き 状況把握	数量把握・補充		適宜補充
【③】 災害対応従事者の感染対 策（マスク、三密回避等）	マスク着用・テレビ会議・サーモグラフィ等による検温		オンラインによるリエゾン対応	
【④】 支援船の受け入れ		屋内での支援活動等を極力削減		着岸バースの調整

## 8 マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し本 BCP のマネジメント計画においては、感染症の発生・まん延に備えた、未発生期（準備期）における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの考え方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

### (1) 連絡先の確認

本 BCP を当該年度に確実に実施していくため、年度当初に協議会構成員の連絡先の確認・共有を行う。

また、協議会構成員は、連絡先に変更があった場合は、都度、協議会事務局（京都府港湾局）に連絡することとする。

### (2) 教育・訓練

本協議会構成員は、必要に応じて感染症水際対策訓練等に参加する。

### (3) BCP の見直し

本 BCP の実効性を向上させるため、PDCAサイクルの考え方に沿って、本協議会やその他で実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果等に基づき、適宜、本BCPの見直し・改善を行う。

また、本BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、具体の対処行動等を振り返り、必要に応じて本BCPの見直しを行うこととする。

なお、本BCPでは舞鶴港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後の自治体）との広域な連携方策についても検討する必要があることから、今後、体制が全国的に整備された段階で、広域的な行政機関である整備局等とも連携のうえ、適宜本 BCP に反映していく。

## 9 参 考

### 関連ガイドライン等

- ・「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(令和6年7月変更)  
([https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/gov\\_action\\_plan.pdf](https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/gov_action_plan.pdf))
- ・「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(令和6年8月改正)  
([https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/action\\_plan\\_guidelines\\_2.pdf](https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/action_plan_guidelines_2.pdf))
- ・「港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症BCPガイドライン～Ver1.0～」(国土交通省 令和3年4月)  
(<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001399278.pdf>)
- ・「船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合等の感染拡大防止のための関係者との情報共有について(要請)」(国土交通省海事局外航課長、国土交通省海事局内航課長、国土交通省港湾局港湾経済課長 令和2年9月14日)  
([https://www.jafsa.jp/file/20200914\\_covid19\\_kowan\\_senin.pdf](https://www.jafsa.jp/file/20200914_covid19_kowan_senin.pdf))
- ・「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」  
(国土交通省海事局外航課長、国土交通省港湾局港湾経済課長 令和2年7月1日改定)  
(<https://meikoukyo.com/wp-content/uploads/2020/07/c523a048cdf061d603a11ca644506683-1.pdf>)
- ・「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について」(国土交通省海事局安全政策課 令和2年5月11日)  
(<https://www.mlit.go.jp/kikikanri/content/001344236.pdf>)